



福岡医発第1610号(地)
平成14年12月6日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 関原



結核予防法施行令の一部改正に伴う
母子健康手帳の様式の改正について

標記の件につきまして、日本医師会より別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

本件は、結核予防法施行令の一部を改正する政令が公布され、平成15年4月1日をもって、7歳(小学1年)及び13歳(中学1年)に達する日の属する年度に行う定期検診(ツベルクリン反応検査)が中止されることとなり、これに伴い、平成15年4月1日以降に交付する母子健康手帳の様式について、改正が行われたものです。

今般、別添のとおり、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長より、母子健康手帳の様式の一部訂正について通知がなされ、日本医師会を通じ、本会に対しても周知、協力方依頼がありました。

なお、本件については、予防接種法を所管する厚生労働省健康局結核感染症課と協議済みであるとしております。

つきましては、本件の趣旨をご理解いただき、貴会関係会員への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



(地Ⅲ-176)

平成14年11月26日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会 常任理事
柳 田 喜美子



結核予防法施行令の一部改正に伴う
母子健康手帳の様式の改正について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、結核予防法施行令の一部改正につきましては、平成14年11月22日付（地Ⅲ173）で各都道府県医師会感染症危機管理担当理事宛に、ご通知申し上げたところであります。

今般、別添のとおり、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長より、結核予防法施行令の一部改正に伴う母子健康手帳の様式の改正について、各都道府県・政令市・特別区母子保健主管部（局）長宛通知がなされ、本会に対しても周知方協力依頼がありました。

本件は、結核予防法施行令の一部を改正する政令が公布され、平成15年4月1日をもって、7歳（小学1年）及び13歳（中学1年）に達する日の属する年度に行う定期検診（ツベルクリン反応検査）が中止されることとなり、これに伴い、平成15年4月1日以降に交付する母子健康手帳の様式について、改正が行われたものです。

なお、本件については、予防接種法を所管する厚生労働省健康局結核感染症課と協議済みであるとしております。

つきましては、貴会におかれましても本件の趣旨をご理解いただき、貴会管下郡市区医師会等への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



雇児母発第 1119001 号
平成 14 年 11 月 19 日

社団法人 日本医師会常任理事 柳田喜美子 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長



結核予防法施行令の一部改正に伴う
母子健康手帳の様式の改正について

母子保健事業の推進については、かねてより特段の御配慮をいただいているところであり、深く感謝いたします。

さて、母子健康手帳の様式については、平成 14 年 1 月 15 日付け本職通知「母子健康手帳の様式の改正について」（平成 14 年雇児母発第 0115001 号）等によりお知らせしたところです。

今般、結核予防法施行令の一部を改正する政令（平成 14 年政令第 332 号）が公布され、平成 15 年 4 月 1 日をもって、7 歳（小学 1 年）及び 13 歳（中学 1 年）に達する日の属する年度に行う定期検診（ツベルクリン反応検査）が中止されることとなり、これに伴い、平成 15 年 4 月 1 日以降に交付する母子健康手帳の様式について、改正が必要となったので、別添のとおり、各都道府県・政令市・特別区母子保健主管部（局）長あて通知しました。

つきましては、貴会におかれましても、本件につきまして、貴会会員に周知いただきますようお願いいたします。

なお、本件については、予防接種法を所管する当省健康局結核感染症課と協議済みであることを申し添えます。

(別 添)

雇児母発第 1119001 号
平成 14 年 1 月 19 日

各 { 都道府県
政 令 市
特 別 区 } 母子保健主管部(局)長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長

結核予防法施行令の一部改正に伴う
母子健康手帳の様式の改正について

母子保健事業の推進については、かねてより特段の御配慮をいただいているところであり、深く感謝申し上げます。

さて、母子健康手帳の様式については、平成 14 年 1 月 15 日付け本職通知「母子健康手帳の様式の改正について」(平成 14 年雇児母発第 0115001 号)等により通知しているところですが、今般、結核予防法施行令の一部を改正する政令(平成 14 年政令第 332 号)が公布され、平成 15 年 4 月 1 日をもって、7 歳(小学 1 年)及び 13 歳(中学 1 年)に達する日の属する年度に行う定期検診(ツベルクリン反応検査)が中止されることとなりました。

これに伴い、平成 15 年 4 月 1 日以降に交付する母子健康手帳の様式について、下記の改正が必要となったので通知いたします。

貴職におかれては、下記の改正について御了知の上、管内市町村に対し、本件について周知いただくとともに、各市町村において適切な対応が図られるよう、御指導方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件については、結核予防法を所管する当省健康局結核感染症課と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 母子健康手帳の様式の作成例(任意記載事項部分) 51 頁の表中「BCG」の欄の削除
2. 母子健康手帳の様式の作成例(任意記載事項部分) 76 頁の表中「BCG」に係る「小学校 1 年と中学校 1 年」の欄の削除

現 行

このページは学校等における園児の記録などは保護者自筆で記入してください。

保護者の記録【7歳以降】

年 月 日	年 齢	体 重	身 長	そ の 他
-------	-----	-----	-----	-------

kg

cm

予 防 接 種 の 記 録

予 防 接 種 の 種 類		接 種 年 月 日	備 考
B C G (いずれもツベルクリン 反応陰性の場合)	1 回		
	2 回		
ジフテリア・破傷風混合 (2期)			
日本脳炎	2 期		
	3 期		

かかった主な病気 (※)

病 名	年 月 日 (年齢)	備 考
-----	---------------	-----

※ この欄には、既にかかっている主な病気 (リウマチ、糖尿病、腎炎、先天性心疾患、川崎病など) も記入しましょう。

改 正 後

このページは学校等における児童の記録などを保護者自筆で記入してください。

保護者の記録【7歳以降】

年 月 日	年 齢	体 重	身 長	そ の 他
-------	-----	-----	-----	-------

kg

cm

予 防 接 種 の 記 録

予 防 接 種 の 種 類		接 種 年 月 日	備 考
ジフテリア・破傷風混合 (2期)			
日本脳炎	2 期		
	3 期		

かかった主な病気 (※)

病 名	年 月 日 (年齢)	備 考
-----	---------------	-----

※ この欄には、既にかかっている主な病気 (リウマチ、糖尿病、腎炎、先天性心疾患、川崎病など) も記入しましょう。

現 行

◎予防接種を受ける時期：次の表を参考にしてください。

予防接種の種類	定められている時期	望ましい時期
BCG	4歳になるまでに1回 小学校1年と中学校1年 いずれもツベルクリン反応陰性の場合	乳児期 同左
ポリオ(生)	生後3月～90月未満の間に2回	1歳6か月までに
ジフテリア 百日せき 破傷風 混合ワクチン (DPT)	1期初回：生後3月～90月未満 3～8週間隔3回 1期追加：生後3月～90月未満 初回終了後、6ヶ月以上の間隔を おいて1回	1歳までに 2歳6か月までに
麻疹(はしか) 風しん(三日はしか) 日本脳炎	2期：11歳、12歳 ジフテリア・破傷風混合ワクチンを1回 生後12月～90月未満 生後12月～90月未満 1期初回：生後6月～90月未満 1～4週間隔2回 1期追加：生後6月～90月未満 初回終了後、翌年1回	小学校6年 1歳～2歳 1歳～3歳 3歳 4歳
	2期：9歳～13歳未満 3期：14歳、15歳	小学校4年 中学校2年

※ 麻疹(はしか)の予防接種は、1歳になったらできるだけ早く受けるようにしましょう。

改 正 後

◎予防接種を受ける時期：次の表を参考にしてください。

予防接種の種類	定められている時期	望ましい時期
BCG	4歳になるまでに1回	乳児期
ポリオ(生)	生後3月～90月未満の間に2回	1歳6か月までに
ジフテリア 百日せき 破傷風 混合ワクチン (DPT)	1期初回：生後3月～90月未満 3～8週間隔3回 1期追加：生後3月～90月未満 初回終了後、6ヶ月以上の間隔を おいて1回	1歳までに 2歳6か月までに
麻疹(はしか) 風しん(三日はしか) 日本脳炎	2期：11歳、12歳 ジフテリア・破傷風混合ワクチンを1回 生後12月～90月未満 生後12月～90月未満 1期初回：生後6月～90月未満 1～4週間隔2回 1期追加：生後6月～90月未満 初回終了後、翌年1回	小学校6年 1歳～2歳 1歳～3歳 3歳 4歳
	2期：9歳～13歳未満 3期：14歳、15歳	小学校4年 中学校2年

※ 麻疹(はしか)の予防接種は、1歳になったらできるだけ早く受けるようにしましょう。

平成14年10月
健康局結核感染症課

結核予防法施行令の一部を改正する政令の概要

1 背景

我が国の結核は、患者数、死亡者数等において大きく改善してきたが、近年では、その改善が鈍化し、平成9年にはついに上昇に転じた。また、急速な高齢化に伴う発病高危険群の増加、罹患率の地域格差、多剤耐性結核の発生など、新たな問題も生じている。

このため、厚生科学審議会において結核対策の全般的な見直しが行われ、本年3月に「結核対策の包括的見直しに関する提言」が、また本年7月には「結核対策の包括的見直しについて（意見）」がなされた。

この中では、明確な効果が期待できなくなっている小学一年及び中学一年に対するツベルクリン反応検査とBCG接種について、国民の関心が高いことから、中止に向けての明確な方針を示すべきとされた。

2 改正内容

7歳（小学1年）及び13歳（中学1年）に達する日の属する年度に行う定期検診（ツベルクリン反応検査）を中止する。

※ ツベルクリン検査の中止により、その結果が陰性のものに対して行うBCG接種も実質的に行われなくなる。

3 施行期日

平成15年4月1日

(法令のあらまし)

◇結核予防法施行令の一部を改正する政令(政令第三三二号)(厚生労働省)

1 七歳に達する日の属する年度及び一三歳に達する日の属する年度に行う定期の健康診断を行わないこととした。(第二条及び第二条の二関係)

2 この政令は、平成一五年四月一日から施行することとした。

結核予防法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十四年十一月十三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第三三十二号

結核予防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第四条第一項及び第三項並びに第十三条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第二号とし、同条第二項第一号中「から第四号ま

で」を「及び第二号」に改め、同項第二号中「前項第五号」を「前項第三号」に改める。
第二条の二を削り、第二条の三を第二条の二とし、第二条の四から第二条の七までを一条ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

(地方自治法施行令の一部改正)

2 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百四十二号)の項中「第二条の五」を「第二条の四」に改める。

総務大臣 片山虎之助
厚生労働大臣 坂口 力
内閣総理大臣 小泉純一郎